

## 第6節 保健医療情報システム

## 【基本計画】

- 県及び各団体において整備している各種保健医療情報システムの充実強化を図ります。
- 各種保健医療情報システムの体系化を図り、データの共有化、相互利用等の方策について検討を進めます。
- 県民への情報提供にあたっては、県民自らが健康に対する自覚を高め、医療への参加意識をもち、適切な医療サービスの選択が可能となることを目指します。
- 情報化の推進にあたっては、データの管理体制、プライバシーの保護等についても十分考慮します。

## 【現状と課題】

## 現 状

## 1 各種保健医療情報システムの整備状況

- 地域保健医療計画支援システム  
地域保健医療計画等の策定にあたり必要とされる各種統計資料（国勢調査、病院報告等）のデータを、オンラインにより検索、入手することができるようになっています。
- 広域災害・救急医療情報システム  
愛知県医師会館7階に救急医療情報センターを設置（運営を県医師会に委託）し、24時間体制で県民等からの電話照会に対して、救急対応医療機関の紹介を行っています。  
また、平成16年6月からはインターネット方式による新たなシステムを導入し、県民が直接医療機関情報を検索することができるようになっています。（<http://www.qq.pref.aichi.jp>）  
さらに、平成21年4月末からは、救急隊が医療機関へ搬送した情報や問い合わせたものの受入れ不能であった情報を、当該救急隊が携帯電話を使って入力することにより、受入れ医療機関に関する情報を共有する救急搬送情報共有システム（愛称E T I S）を全国で初めて運用開始しています。
- 周産期医療情報システム  
各周産期母子医療センターが発信する応需情報等を地域の周産期医療施設等がインターネットを通じ参照できるシステムです。

## 課 題

- 外国人に対する情報提供として整備した外国語対応医療機関情報の活用を関係機関に周知していく必要があります。

○ へき地医療支援システム（静止画像伝送装置  
テレビ会議システム）

へき地診療所の機能を強化するため、へき地医療拠点病院とへき地診療所との間に伝送装置を設置し、へき地医療拠点病院がへき地診療所の診療活動等を援助しています。

○ 8020 支援情報システム

平成 14 年度から愛知県歯科医師会のホームページに「あなたの町の歯医者さん」を掲載し、県民に対して歯科医院の情報を提供しています。

また、平成 15 年度から会員向けに病診連携に活用するための情報が提供できるようイントラネットを稼働させています。

○ 薬事情報システム

県薬剤師会では、薬事情報センターを設け、薬事に関するデータの収集管理を行い、医療関係者を始め広く県民に情報提供を行っています。

○ 感染症発生動向調査システム

結核や感染症の発生状況を調査し、厚生労働省にオンラインにより報告するとともに、集計分析結果を県民に対し情報提供しています。

○ 医療機関行政情報システム

県内の病院に対する立入検査の実施状況、監視結果について、保健所においてデータ入力を行い、県においてその結果をまとめて厚生労働省に報告しています。

○ 医療機能情報公表システム

県内の病院、診療所、助産所及び薬局の医療機能情報について、医療機関等から県が報告を受け、情報を取りまとめた上で、インターネット等で分かりやすい形で公表しています。

○ 医療機関に対して県への報告を求めていくことによって、医療機能情報の更新等を適切に行い、情報の精度を高めていく必要があります。

2 保健所の情報処理能力の向上

○ 保健所の情報処理能力を向上させるために、必要に応じて機器の整備、機能の拡大を図るとともに、関係職員に対して情報処理技術研修を実施しています。

【今後の方策】

○ 県及び各団体において整備している各種保健医療情報システムの精度を高め、県民が利用しやすいシステムとなるよう充実・強化を図ります。

## 第7節 医療安全対策

## 【基本計画】

- 県民に安心・安全な医療が提供できるよう、医療機関への立入検査の充実を図っていきます。
- 医療の安全と県民の医療に対する信頼を高めるための施策を実施します。

## 【現状と課題】

## 現 状

## 課 題

## 1 立入検査による指導

- 医療法の改正により、平成19年4月から、全ての医療機関に医療安全のための体制の確保が義務付けられました。具体的な措置として、院内感染対策、医薬品の安全管理、医療機器の安全管理があげられています。
- 医療安全に対する県民の関心の高まりを受け、本県では平成13年9月から医師、事務職等が主体であった医療監視員に薬剤師、保健師、栄養士等の職種を加え、医療安全管理チェックリストを用いてより具体的な指導に努めてきました。  
チェックリストについては、医療事故の防止のための体制や運用状況について、事前に医療機関がチェックしたものを立入検査時に確認し、必要に応じて指導しています。  
なお、医療安全の項目は、毎年度見直しを行い、医療機関の医療安全対策の充実を図っています。

- 指針の整備や研修等について、医療法の改正により新たに対象となった診療所を中心に、適切な実施を指導していく必要があります。
- 今後も施設基準、人員配置基準等の検査とともに、チェックリストの改善を図りながら医療安全につながる指導の充実を努めます。

## 2 愛知県医療安全支援センター

- 医療法に都道府県及び保健所設置市は医療安全支援センターを設置するよう努めることが明記され、平成19年4月から施行されています。
- 本県では、平成15年7月1日に愛知県医療安全支援センターを開設し医療に関する苦情や相談に対応しています。同センターには、事務職1名、薬剤師1名及び看護師1名を配置、第三者的な立場で患者等相談者からの相談に迅速に対応する等、医療の安全と県民の医療に対する信頼を高めるための施策を実施しており、ホームページやパンフレットを用いて、周知に努めています。  
平成20年度は1,612件、1日平均6.6件の相談を受理しています。
- 保健所設置市のうち、平成16年6月1日から名古屋市医療安全相談窓口が設置されています。

- 収集された相談事例を安全対策に活用するためには、情報を分析し、医療機関に提供することが有用であり、県と医療機関の間の伝達手段として  
メーリングリストなどでネットワーク化を図ることが必要です。

- 国は2次医療圏ごとに医療安全支援センターを設置するように求めており、本県では保健所の相談体制の中で対応しています。
  - 専門的な相談について、愛知県医師会（平成18年度より事業委託）、愛知県歯科医師会（平成20年度より事業委託）、愛知県弁護士会・医療事故相談センターなどの機関と連携しています。
  - 県内の病院の96.1%が院内に苦情相談の受付窓口を定めており、これらの窓口とも連携を図っています。
- 3 医療安全推進協議会
- 愛知県医療安全支援センターの開設と同時に、「愛知県医療安全推進協議会」を設置しました。県内における適切で安全な医療の提供を目的に、委員は医療関係者を始め弁護士、消費者団体の代表及び有識者から構成され、同センターの運営、医療安全対策に関する検討を行っています。他には名古屋市にも設置されています。
  - 医療機関において重大な医療事故が発生した場合に、県への任意の報告を求めています。
- 4 医療安全情報の提供
- 医療法に基づく医療事故収集等による医療安全情報を始め、関係通知を関係団体を通じて医療機関に情報提供しています。
- 5 院内感染対策
- 医療機関からの院内感染対策の相談に応じるため、専門家を委員とする院内感染ネットワーク事業を平成20年9月1日より開始しました。
- 6 薬の効果と安全性の確保
- 薬の有効性と安全性を調べる治験は、新薬の開発に必要不可欠であり、国はこれまでに薬事法改正による医師主導治験の制度化などの推進策を実施してきました。平成17年1月から厚生労働省では「未承認薬使用問題検討会議」を設置して検討を行うとともに、平成19年度からは内閣府、経済産業省及び文部科学省と協働して「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」に基づく治験実施環境の改善や実施に係る関係者の実務上の負担軽減等の課題を解決するための検討をしています。このような状況の中、県内においては、県医師会や名古屋市医師会がそれぞれ地域の治験ネットワークについての取組を行っています。
- 全ての保健所設置市に医療安全支援センターが設置されるよう協力していく必要があります。
  - 当センターでは対応できない法的な事項や医療内容等に関わる専門的な相談については、他の機関との一層の連携・協力が必要です。
  - ほぼすべての病院において相談窓口が設置されていますが、今後は専任職員の配置など充実策をさらに推進していくことが必要です。
- 収集された事故報告を安全対策に活用するための情報の分析方法及び提供方法を確立することが必要です。
  - 国の動きを踏まえながら、関係団体と情報を共有し、県民への啓発などを検討することが必要です。

【今後の方策】

- 医療安全管理チェックリストによる立入検査を行い、医療機関が安全・安心な医療を提供できるよう指導していきます。
- 県と医療機関の連携、有益な医療安全対策の情報を提供するため、医療機関のメーリングリストを構築し、ネットワーク化を図っていきます。
- 相談事例及び事故事例を集積して分析し、参加登録した医療機関のメーリングリストを活用して提供していきます。また、問題点については保健所が行う医療機関への立入検査の際に伝達、指導を行います。
- 専門的な内容に対応するため、関係機関との一層の連携を進めます。
- 医療事故等の不適切な事例について、医療機関における改善状況等の確認と指導を行い、再発防止に努めます。

用語の解説

○ 治験

新しい医薬品、医療機器（以下「医薬品等」という）が疾病の予防や治療に用いられるためには、その有効性及び安全性等に関して、薬事法に基づく科学的な見地からの審査を受けることになります。

この審査を受けるためには「医薬品等の候補」について、動物実験等の必要な試験を行ったうえで、人における有効性及び安全性を示すデータを収集する必要があります。

具体的には、健康な人や患者の協力を得て、医療機関で必要な試験等を行い、収集したデータを解析し、審査に必要な資料を作成することになります。

このように、健康な人や患者の協力を得て、医療機関でデータを収集するための試験等を行うことを「治験」といいます。

## 第8節 血液確保対策

### 【基本計画】

- 輸血用血液製剤の県内献血での確保を図っていきます。
- より安全な血液製剤の供給を図るため、400mL献血と成分献血を推進していきます。
- 献血に対する意識啓発を行い、特に若年層の献血者の増加を図ります。

### 【現状と課題】

#### 現 状

- 平成15年7月に「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が制定され、国・地方公共団体・採血事業者の役割が明記されました。
- 毎年度、国が定める「献血推進計画」に基づき、愛知県献血推進協議会の意見を踏まえて献血目標量及び献血推進のための事業を設定しています。
- 本県の輸血用血液製剤は県内の献血で確保されていますが、少子高齢化が進み、献血者数が減少しています。献血目標量の達成及びより安全な血液製剤の供給を図るため、400mL及び成分献血の推進を図っています。(400mL及び成分献血による血液は、少人数の献血者の血液で輸血を行うことができるため患者さんにとって、副作用などを減らすことができます。) (図8-8-①～8-8-③)

#### 課 題

- 高齢化社会の進展に伴い血液製剤需要が増大する一方、少子化と若者の献血離れにより献血者が減少していますが、毎年度、国が定める必要な血液の目標量を確保していく必要があります。

### 【今後の方策】

- 国から毎年度示される県の献血により確保すべき血液の目標量の確保を図っていきます。
- より安全な血液製剤の供給を図るため、400mL及び成分献血の推進を図っていきます。
- 若年層の献血への理解を深めるための普及・啓発を一層推進していきます。

### 用語の解説

- 献血の種類  
採血方法は大きく分けて2種類あり、すべての血液の成分を採血する方法（全血献血）と必要な血液の成分を採血する方法（成分献血）があります。
  - ・全血献血は、1回の献血での採血量で、400ml 献血と 200ml 献血があります。
  - ・成分献血は採血する成分の種類で、血漿成分献血と血小板成分献血があります。
- 輸血用血液製剤の種類  
医療機関で使われる輸血用血液製剤には、大きく分けて「赤血球」「血漿」「血小板」「全血」があります。現在では、血液を各成分に分離し、患者さんが必要とする成分だけを輸血する「成分輸血」が主流となっています。

図 8-8-①

(資料提供：愛知県赤十字血液センター・作成：愛知県)

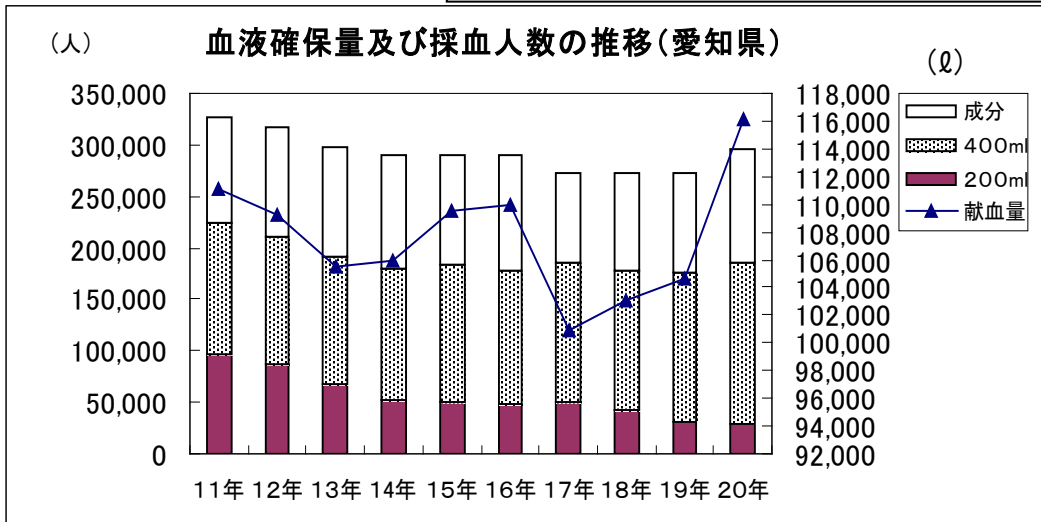


図 8-8-②

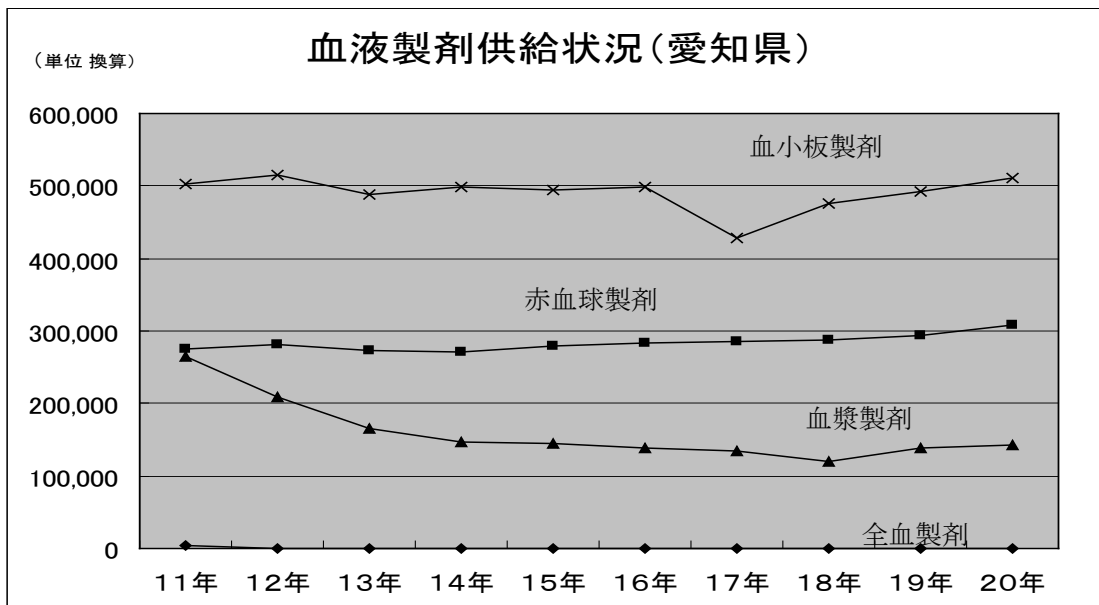


図 8-8-③

